

廃 第 1 2 1 号
令和 5 年 5 月 9 日

一般社団法人 しまね産業資源循環協会
会長 尾崎 俊也 様

島根県環境生活部長
(廃棄物対策課)

デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の
適用に係る解釈の明確化等について（通知）

このことについて、令和5年3月31日付け環循適発第23033125号、環循規
発第23033110号により、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

本通知の「第1 排出事業者の処理状況の確認について」を踏まえ、平成27
年4月15日付け廃第447号環境生活部廃棄物対策課長通知「事業者が実施す
る処理状況確認の手法について」の添付資料を、別添のとおり修正しましたの
でご承知おきください。

貴会員におかれましては、排出事業者の処理状況の確認について、積極的に
ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、通知文の第3において、産業廃棄物処理施設に設置する技術管理者の
職務の実施について記載がありますので、ご留意ください。